

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に山岸進農業委員、千葉ふみ子農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に藤田農業委員会局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第19号

### 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願について

議 長 議案第19号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。本議案は、裁判所等の競売に係る農地を入札する際、入札者が農地法の許可を受けられることを証明するもので、今回の買受適格証明の承認を得て、申請人が競売農地を落札した場合、その後に農地法第3条の許可申請をする手順になっている。申請番号1、地区は大石地

区、権利は所有権で、所在は藤波一丁目が3筆、藤波二丁目が4筆である。地目は1筆目は登記が田、現況が雑種地、2筆目は登記、現況ともに田、3筆目は登記、現況ともに畑、4から6筆目は登記が畑、現況雑種地、7筆目は登記、現況ともに畑である。申請事由は競売入札資格を得るため、譲受人の耕作状況は117aである。事前に配布した申請書類に記載のあるすべての農地について、所管する農業委員会に事前に経営状況を紹介し、申請人の記載内容の耕作状況であることを確認している。競売のスケジュールについて説明した。

- 議 長 申請番号1について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 大石地区の橋本推進委員が報告した。10月21日(木)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。7筆7か所について、現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。いずれの筆も数年から10年以上耕作されておらず、写真にあるとおり雑草が生い茂り、場所によっては大木が生えている状況となっている。
- 議 長 申請人に入室を促した。
- 申請人 <申請人及び申請人息子入室>
- 議 長 自己紹介を行った。同伴者である息子を紹介した。
- 新木農業委員 本件について意見を求めた。
- 申請人息子 本件は、競売に伴う買受適格証明願の申請とのことだが、競売に関する情報はどのように確認したのか伺いたい。
- 新木農業委員 まず初めにウェブサイトで確認し、実際に裁判所に出向いて裁判所で資料を入手した。裁判所の競売目録には個人名が記載されているので、PDFファイルの方を資料として提出している。
- 申請人息子 先ほど地区委員から現地確認の報告があったが、今回申請するに当たり、現地へ直接足を運んで現状を確認しているのか伺う。
- 申請人息子 もちろん現地は確認し、地目が田の筆は雑草状態なので、雑草を刈って土に混ぜて太陽光消毒で

雑草が生えないようにすれば、作付けができるかと思う。雑木が生えているところも確認しているが、木を伐採し、枝はカッターで切って木を粉碎してから根がどのくらいなのか見て、必要であれば重機を業者に依頼し、自分でできるならばできるだけきれいな農地に戻したい。

新木農業委員

今の説明で、自ら原状回復することだが、現地調査の報告では、簡単に原状回復ができて農地に戻せるような状況ではないように思う。もし自分でできない場合に業者に委託してでも原状回復をするとすると、かなりの費用がかかるかと思うが、一応そういったことまで考えているのか改めて伺いたい。

申請人息子

申請するのであるから、当然農地として利用することを考えている。業者に頼むにしても、下草や枝をそのまま依頼するのと、枝や下草のない状態で依頼するのでは違うと思う。できるだけ自分でやってその上で無理ならば業者に依頼する。とりあえず自分でできるだけやってみようと考えている。

新木農業委員

申請人の方は東京文京区にお住まいで、現在長野県佐久市の方で営農されているとのことだが、農業に従事した農業経験は何年くらいあるのか伺う。

申請人息子

20年くらいあると思う。

新木農業委員

佐久市にある農地や山林は、どういった経緯で取得されたのか伺いたい。

申請人息子

取得というよりも父の先祖が長野で、山林のところは、昔は桑畑として養蚕を行っていた。主要産業の養蚕が行われなくなって人の手が入らなくなり、山林になった。父の先祖が農地を所有して農業に携わり、父の手伝でコメ作りをして来たのが経緯である。

新木農業委員

長野でソルガムやニンニクの作付け経験があるとのことだが、地元の生産団体あるいは協議会などには入っているのか。

申請人息子

ソルガムの茎を集めて暖房の燃料や肥料に使う研究を信州大学進めていて、農地の土壌改良に興味があって信州大学の先生に問い合わせたところ、新しい品種があると勧められたのが今植えてい

るソルガムである。ソルガムについては雑穀米に加工して、付加価値を高めようと、信州大学やベンチャーの先生から声を掛けられ、詳しいことは言えないが、始めたばかりである。

新木農業委員  
申請人息子  
新木農業委員

ウェブサイトで見ると、信州大学ではソルガムにだいぶ力を入れているようだ。  
帝国ホテルに売り込んで、恵方巻で使われたと聞いている。

ソルガムやニンニクをかなり広い面積に作付けする計画のようだが、収穫した後の販路はどのようにするのか伺う。

申請人息子  
新木農業委員

飲食店に販路があるので大丈夫である。

買受適格証明が交付され、農地取得後は、農業に従事する労働力は、ご両親を含め3名ということによろしいのか。

申請人息子

できるだけ自分でやろうとは考えている。もし足りないようであれば、誰かを雇うか、手伝ってもらおうと思う。

新木農業委員  
申請人息子

現在、実際に長野で従事しているのはご自身とご両親なのか。

家族3人で従事している。

新木農業委員  
申請人息子

仮に上尾の競売農地を落札された場合、長野と上尾との移動についてはどう考えているのか。

大丈夫だと思う。調べたところ、長野でのニンニク植え付けの適期が9月から10月で、上尾の場合は10月から11月になる。寒暖差がだいぶあるので、長野で作業が終わった後、上尾で空いている体を使って作業ができる。逆に収穫は、上尾だと5月から6月で、長野では6月から7月と丁度タイムラグができるので、そのタイムラグを利用するので、ニンニクに関しては問題ないと考えている。クリスマスローズについては、寒冷地の方が良いといわれている面もあるが、寒すぎて根が凍ったり、花が咲いても霜に当たったりして良い株が取れないことがあるので、なつばに長野で生育して花芽を形成させて、花芽ができた段階で気温が下がる時期を変えることで、ある程度の開花時期を調整できるのではないかと考えていて、クリスマスローズに限らず、いろいろな作物に

も言えると思うが、上尾で農地を取得することは、農業をするうえでメリットがあると考えており、今回の申請に至った次第である。

新木農業委員  
申請人息子  
新木農業委員  
申請人息子

現在所有している農機具の中に田植え機1台とあるが、水稻の栽培経験はあるのか伺う。

水稻の栽培経験はあります。

現在は水稻を行っているのか伺う。

今はニンニクの方がよいと思ってニンニクにしているが、水稻に戻そうと思えば可能である。長野ではハゼかけ米といって、ハゼに米をかけて乾燥させ、その米を選別祖たりもみ殻をとる機械もあるので、水稻をやるつもりであれば可能である。一番多い時で4反ぐらいやっていた。

市村推進委員

新木委員さんがほとんど質問されていたが、改めて確認するになるが現在長野ではニンニク栽培が主になるのか。

申請人息子  
市村推進委員

ニンニク栽培が主である。

所有する農地は全体で1町ほどとのことだが、ニンニク栽培はどのくらいの規模で行っているのか。

申請人息子  
市村推進委員  
申請人息子  
市村推進委員

ざっくりでいうと4反ほどである。

販売先の確保はしていることだが、一番気になるのは一人でこれを植えてやるということだが。結構乾燥でやられてしまって、思ったよりも大変だった。

ニンニクは一気に収穫しなければならないので、今回の計画ではクリスマスローズもやるということなので、一人で賄えるのかどうか心配である。この規模ではパートを雇用してやるには、たぶん生活が成り立たなくなると思う。今回は競売地なので、同じ地域にあっても、1反とか5畝ぐらいの飛び地になってしまい、作業効率的には非常に悪いパターンだと思う。競売入札による取得なのでこうした場所を選ばざるを得ないのはわかるが、効率化を考えると今後自分の拠点をどこにするのか、」通作に車で40分とのことだが、決して楽なことではないと思う。だいぶ勉強していて

経験もあるようなので、作付けに関しては問題ないかもしれないが、作業の効率性、それと、本当に1トン2トンの量のニンニクを全部さばけるのか疑問に思う。

申請人息子

上尾で作るニンニクと長野で作るニンニクは、暖地用のニンニクと寒地用のニンニクで、本質的に種類が違う。いわゆる六片種というのが寒地用の寒いところでないと大きくなる。収穫後は根と茎を切るルートシェーバーという機械があるので、後片付けはだいぶ早くできると思う。上尾で収穫してすぐに乾燥させる必要がある場合は、電源を用意すれば何とかかなと思う。

市村推進委員

私も5畝ほどニンニクを作っているが、かなり骨が折れる。生ニンニクで売り出しており、一気に売ってしまうが、それを乾燥させてどう処理してお客様まで届けるのか、収穫量からいって想像がつかない。

申請人息子

まずは開墾して圃場を良くしていきたい。土さえ良くなれば、どんな作物でも良くできると思うので、1度は消毒してからソルガムを植えて緑肥にして、12月の後半頃からニンニクの植え付けを行えば、ちょうどまく回せるかと思っている。圃場がよくなれば、せつかなので、多目的な作物を作って、上尾は人口も多く販売しやすいと思うが、一応はニンニクの生産をやっていこうとは思っている。

市村推進委員

ほかの作物・野菜類で1反程度の面積では小さすぎて逆に効率が悪い。ニンニクの方が効率はいいと思うが、連作障害とか消費者がそれだけあるかどうかかわからないが。

藤波農業委員

地区担当として現地を見てきた。名前は出せないがこの競売地は私の先輩の土地で、温室を経営していて、日本で5本の指に入るくらいの素晴らしい生産者だった。7か所のうち一番大きい木の場所は30年くらい手つかずで、他も7～8年はやっていないと思う。5～6年前にたまたま農地を買って、2年ぐらい放置されていた場所で草も生えていない良い状態だったが、個人で農地復元できないので業者に依頼したら100万円以上の費用がかかった。申請人は長野で原野みたいなのも見てきているかもしれないが、それと比べると見た目は簡単にできるかと思うかもしれない

が、相当苦勞しないといい畑にはならないのではないかと思う。我々からすれば、遊休農地を申請人のようにやる気のある方に買っていただいて、営農できる畑にさせていただくのは大変ありがたいが、一人でやるのは無理だと思う。私は施設園芸でパートを5人雇っているが、時給1000円以上でも人が集まらず、人件費も長野と上尾では違うので、その辺ことも考慮する必要がある。途中で挫折されても困るので、開拓してきれいにするのは、思っている以上に大変なことになるのではないかと、地区の委員同士で話しをした。

申請人息子  
藤波農業委員  
申請人息子  
藤波農業委員  
申請人息子  
藤波農業委員

雑木については切って薪にして、温室の暖房に使用するという考えもある。

ボイラーの利用とかは最近はどうなのか。

ボイラーは値上がりしている。

近所にも薪でやっている人はいる。

燃焼率の問題もあるが、温めるだけなら大丈夫だと思う。根はトラクターで引っ張るつもり。

私が購入した土地も根が深く、1メートルくらいは掘った。根を全部取り除かないとすぐに出てきてしまう。極端な話、業者に頼むと1反100万円くらいかかるかもしれない。農地を買ったのは良いが、土地の値段の3倍や4倍の費用がかかることになりかねない。

申請人息子

考えていたのは、切り株に除草剤をまいて、亀裂ができるので、木を何回かに分けて除去する方法。

藤波農業委員  
申請人息子  
藤波農業委員

そのようなことでは5年や10年かかってしまう。

やはり重機でもって抜かないとダメですか。

その場所でやろうとするならそう思う。やる気はわかるし、頑張ってもらいたい。我々としては、遊休農地を買ってもらえるのはありがたいが、現実はそんなに甘いものではないと思う。

市村推進委員

長野と上尾でシーズンを分けて六片種と普通のニンニクとを専門に栽培しようというのは良いアイデアだと思う。ただ、圃場がよくなったからといって、露地野菜を作ろうとするなら、こちら

に住まないと無理だと思う。露地野菜は年間を通じてまんべんなく出荷しなければならない。ニンニクだけならば二拠点に分けても可能だと思う。作付けとか今後の展開はそこまで考えていただいた方がよい。

申請人息子  
市村推進委員

自分に空いている時間があれば露地野菜もできるのではないかと考えている。

露地野菜は随時出荷なので、何種類もやると空いている時間が無くなってしまうもので、そういうことまで考えてもらいたい。

申請人息子

暖かいところの農地はすごく魅力がある。長野で冬を超えられるというのは暖房施設がないと厳しい。

藤波農業委員

上尾を拠点にした方がよいのでは。

申請人息子

ニンニクしか作っていないから、それもできると思う。

藤波農業委員

是非頑張っていたきたい。

申請人

前の所有者はハウスで何を作っていたのか。

藤波農業委員

観葉植物で、一時は日本一の売上だったと思う。

議長

本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、申請人に退室を促した。

<申請人退室>

議長

議案第19号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

## 議案第20号

### 農地法第5条の許可申請について

議長

議案第20号について事務局に説明を求めた。

事務局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は所有権、所在は大字上野字石井戸の1筆である。地目は登記、現況ともに畑、形態については転用、用途は太陽光発電設備、施設については太陽光パネルで、建物を建てないので開発許可は不要である。農地区分は市街化区域に隣接鶴

第2種農地である。

申請番号2、地区は上平地区、権利は賃借権、所在は須ヶ谷一丁目の2筆である。地目は登記、現況ともに畑である。形態は一時転用で、用途は現場事務所等、資材置場、仮搬入路、駐車場で、施設については平屋建の現場事務所等である。工事のための仮設事務所のため、開発許可は不要となっている。農振農用地のため適合証明を取得している。

申請番号3、地区は上平地区、権利は所有権、所在は大字平塚字下の24筆である。地目は登記、現況ともにすべて田である。形態は転用で用途は特別養護老人ホーム、施設については鉄骨造三階建で、建物を建てるので開発許可が必要である。農地区分は第2種農地である。

議 長 申請番号1について、平方地区の担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 平方地区の松本推進委員が報告した。担当地区委員4名で10月23日(月)に現地調査を実施した。地図で所在地を案内し、写真で現況を説明した。対象地の南側は、以前山林だった場所に太陽光発電のソーラーパネルが設置されている。北側には住宅、西側は山林で藪になっており、東側は畑になっている状況である。土地の選定理由書が提出されており、要点を朗読説明した。また、誓約書も提出されており、誓約書を朗読した。

議 長 申請番号2について、上平地区の担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 上平地区の大塚推進委員が報告した。担当地区委員4名で10月19日(木)に現地調査を実施した。地図で所在地を案内し、写真で現況を説明した。現地は管理されており、問題ないと考えている。選定理由書の概要を説明した。

議 長 申請番号3について、上平地区の担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 上平地区の平野農業委員が報告した。地図で所在地を案内し、写真で現況を説明した。担当地区委員4名で10月19日(木)に現地調査を実施した。耕うんはされていないが草刈等の管理はされている。境界の杭も確認した。周囲には影響受ける農地はないと判断した。選定理由書を朗読し

た。

議 長 申請番号1の申請人に入室を促した。  
<申請人入室>

申 請 人 自己紹介を行った。弊社は屋根上の太陽光発電や住宅のオール電化をメインでしていたが、2012年頃からの太陽光発電所の設置から販売を専門にしており、太陽光の発電に関しては10年以上取り扱っている実績がある。

議 長 申請番号1について意見を求めた。  
市村推進委員 選定理由書に書かれている内容では物足りないと思う。それというのも、「第3種農地も検討したが、適地が見つからず、やむを得ず市街化調整区域内の農地となった」とあるが、これで理由がたつのであれば、何でも良くなってしまわないか。遊休農地とまでは言わないが、山林であるとか、再生不可能な場所であれば、それなりに納得感がある。  
ここの隣接地にあるのは、御社のソーラーパネルなのか。

申 請 人 厳密にいうと、弊社の関連会社である。  
市村推進委員 その施設につながって便利だからこの場所を選定したとしか思えない。立派な農地を太陽光発電だけに使うことを農業委員会として許可していいのか疑問に思ったので質問させていただいた。

申 請 人 土地の選定理由書に記載されている内容についての質問をいただいたが、現地はご覧になっているのか伺いたい。

市村推進委員 私自身は見していない。現地調査の報告と現況写真を見る限り、立派な畑ではないのか。

申 請 人 現地を見ていれば、もしかしたらこういう質問は出なかったかもしれないが、弊社が現地の買取を検討し始めたのが1年ほど前からで、3～4年は放置されて草木が生え、とても農地とはいえる状態ではなかった。地権者は鴻巣に住んで後継者もおらず、この土地を放置している状態で弊社に相談があった。弊社ではこの土地を含め何か所か検討した。弊社の発電所が熊谷や栃木県佐野市に

あり、メンテナンス上の管理や持続可能な事業経営という観点でこの場所を選定したが、農地として使われていなかったというのが大きい理由になっている。

市村推進委員

良く分かった。以前は放置された畑で荒れていたということで、今回の申請に際して事前に農地として整備したということで理解した。こうしたことは理由書には書きにくいと思う。

申請人

かなりの費用をかけて、現地をきれいにした。

市村推進委員

理由書の文面だけ見ると疑問に感じたが、耕作放棄のような場所を申請前に整備したということが背景にあることが理解できた。

申請人

説明が足りず、申し訳ない。

市村推進委員

場所が見つからなければどこでのいいのかと、理由書だけでは読めてしまうので質問したが、説明しにくい内容なので、状況を理解し、納得した。

新木農業委員

今回は農地転用型の太陽光発電設備で農地法第5条の許可申請が出されているが、上尾市においても、過去に農地転用型の太陽光発電設備はあったのか。

事務局

過去にも農地転用型の太陽光発電設備はあった。

新木農業委員

最近、上尾では営農型太陽光発電の許可申請がされて、許可になって事業が行われているが、農地転用型の太陽光発電はしばらく無かった。選定理由書には御社は熊谷市と佐野市で太陽光発電をしているとあるが、どのような地目に太陽光発電設備を設置したのか伺う。

また、先ほどの市村推進委員の質問人もあったが、この申請地は毎年の農業委員会の業務として現地確認し、先ほどの話にもあったが、地目は農地であるが篠竹が密集しており、耕作できない遊休農地として判定してきた場所である。今年も、先月に農地パトロールを行った際に、現地で作業を行っている方に聞いたら、篠をはぎ取る作業を行っているが根までは抜かないと言われた。23日に現地調査した時も篠を切った時の根が残っている状態だったが、太陽光パネルを設置するのであれば、根を抜いたほうが良い状態で使えると思っている。

それと、御社で計画している太陽光パネルの南側で、山林部分を利用して太陽光パネルが設置してあるが、御社で設置したものとは別なのか伺う。

申請人  
新木農業委員

弊社の関連会社が設置している状況で、その土地を貸して太陽光発電施設を設置している。営農型太陽光施設であれば、パネルの支柱部分が農地法の一時転用で、特別な条件の場合以外は3年ごとに一時転用をすることになっている。農地転用型の場合は農地全体に太陽光パネルを設置できて発電量も多くなるので、かなりの発電量が見込めるものと思う。自分の知る限り、農地転用の許可申請で行った太陽光発電について、周辺農地への影響の有無を報告する義務があるのか、また、農地法とは別に経産省に報告する義務があるのかどうかを伺う。また、北側には住宅地があるが、太陽光発電設備の計画について事前に説明しているのか伺いたい。

申請人

質問がいくつかあったと思う。まず、弊社の熊谷市にある発電所は2か所あり、畑を農地転用して太陽光発電所を建てている。

次に、篠の根が強いので伐根した方が良いという話だが、弊社が依頼した業者と現地で話したとのことで、伐根はせずに表面を刈るだけだといわれたとのことでよろしいか。

新木農業委員

現地で作業する会社の方から、伸びた篠竹を切って刈り取るだけで、伐根までは行わない、そこまでの依頼だと伺った。

申請人

表面の篠をできるだけ取って、取れた根は粉碎処理したと聞いており、自分でも現地を見回ったが、1～2割は根が残っている印象である。農地転用後には篠に効く除草剤で、隣地の農地への影響が無いように散布するなど、敷地内は発電事業者として責任をもって管理を行う。以前のように2メートル以上の草木が生えるような状態になることはまずないと思う。

農地転用して発電所を設置した場合には、年に1度の報告義務があるのではないかとの質問だが、今回の発電所は、国によるフィット制度の発電所とは違い、業界内ではノンフィットと呼ばれている国の制度によらない形の太陽光発電所になる。民間事業者が電気を売って事業を成り立たせ

る仕組みで、フィット制度の場合は、国へ設置費用を報告し1年に1度メンテナンス状況や事業の売り上げなど、経済産業省を通して国に報告することになっている。弊社は新しい仕組みであるノンフィット制度で、国への報告義務は今のところ定められていないが、制度が確立した際にはそれに倣って報告していくつもりである。

それと、ご質問にあったが、農地転用後の発電所に関して、農業委員会へ年に1度報告することになっているのか伺いたい。

事務局  
申請人

県にも確認したが、調べたところ条文等はなかった。

事業を進めていく上で、勉強不足で知らないことがあればご指摘いただいて、ルールを順守して進めていく考えでやっている。

新木農業委員

今回の土地利用計画図を見ると、計画地の外周はフェンスを設けるようになっているが、東側部分は地目が農地で、そこに土留めのようなものを設けると書かれている。土留めだけではなく、同様にフェンスを設けるということよろしいのか。

申請人

お配りした資料で青色の部分になるが、計画地北側の東面にブロック設置とある。この隣地は農地で作付けされており、フェンスで囲むと出入りができなくなるため、ブロックの設置を考えている。隣地の方に確認したところ、農地には弊社の土地を通行しているとのことで、農地に入れるようにこのような設計になっている。

それと近隣住民への説明だが、まだ農地転用の許可が下りていないので、詳細な説明は行っていない。今回は草木が生えて荒れていた状態であったのを、9月26日頃に草木を伐採する案内に合わせて、伐採後には太陽光発電所を設置する予定であるという簡単な説明を行っており、本格的な工事日程が決まり次第、工事の周知を行う予定である。現在、農地転用と合わせて、環境政策課や都市計画課に太陽光発電所に係る必要な手続きを聞いており、住民を集めての説明会は義務化されていないと確認している。工事をする際に通行する住民の方々には1軒ずつ回って説明する予定で

ある。

新木農業委員

今回は農地法第5条の営農型太陽光とは異なるので、確認しておきたいが、農地転用許可後に登記簿上の地目はどうなるのか。

申請人

地目は雑種地となる。

新木農業委員

地目変更の手続きは行うのか。

申請人

地目変更の手続きは行うが、そのタイミングについては自治体によって違いがあるかもしれない。過去の他県での実績では、農地転用の許可後に発電所のパネルが建った段階で、現地写真を法務局に送り、地目変更の申請をするという流れ出やっている。

新木農業委員

色々調べてみると、農地転用型では地目変更が必要になってくるので、地目変更は、当然行わなければならないと思うが。

申請人

当然行う。法令順守というか、普通に行うものという認識である。

市村推進委員

先ほど話にあったが、草や篠が生えていたというが、強力な除草剤を使えば枯れるので大丈夫だと思う。ただ東側の傾斜がどうなっているのか私は把握していないが、フェンスでの囲いと流出する可能性があるので、強力な除草剤を定期的にかけることになると思うが、周囲の土地所有者に迷惑がかからないような処置をお願いしたい。私の家の近くにも太陽光パネルの畑がいくつかあるが、草だらけになって、どうなるのかとと思っていると、たまに草を刈っている。そのようなことにはならないようにしていただきたい。それと除草剤の影響、近年の雨はすごいので大雨の降った時など流出の内容に心がけていただきたい。

それと、上尾で御社の関連会社も含めて、全体でどのくらいの発電量が今後確保されるのか伺いたい。

申請人

今回と関連会社を含めて、パネル容量でいうと510キロワット、0.5メガになる。

市村推進委員

関東地区ではあまりないが、九州地区では一時的に電気を受け入れられないような話もあるが、この

申請人 辺では十分に買取されるということなのか。  
 議長 現在の見通しとして、東京電力の出力抑制の見通しは無いと聞いている。  
 議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、申請人に退室を促した。  
 議長 <申請人退室>  
 議長 続いて申請番号2、申請番号3の案件について意見を求めた。  
 新木農業委員 申請番号3に関しての質問だが、土地選定理由書の中に、上尾市の公募に応募すべく準備を進めたとあるが、この公募とは何のための公募なのか。  
 事務局 特別養護老人ホームの開設についての公募である。  
 新木農業委員 どの課が担当なのか。  
 事務局 高齢介護課である。  
 新木農業委員 高齢介護課がこういった事業があるということで公募したというわけなのか。  
 事務局 こうした事業を行えるかということでの公募案件である。  
 新木農業委員 申請地の拡張部分は原市沼川が接していると思うが、原市沼川が冠水した場合での、申請地への影響などについてどのような協議が行われたのか伺いたい。  
 事務局 管理は市の建設管理課で、今回の計画に関して協議を行い、放流先の水路はないので特に問題ないとのことである。  
 市村推進委員 水路が無いとのことだが、どこに水を流すのか。  
 事務局 西側に市道があるので、そちらに流す。  
 議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第21号 特定農地貸付けの承認申請について**

議 長 議案第 2 1 号について事務局に説明を求めた。  
事 務 局 議案書を朗読した。今回の特定農地貸付けの承認申請は、市民農園開設の承認に際して、本総会に諮るもので、上尾市の農政課と貸付け協定を締結して貸付け規定を作成し、農業委員会の承認を得たのちに市民農園を開設するものである。申請番号 1、地区は上平地区、所在は大字上字新梨子で、地目は登記、現況ともに畑の 1 筆である。なお、生産緑地の指定を受けている。

議 長 上平地区の担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 上平地区の市村推進委員が報告した。10月19日(木)に上平地区担当委員 4 名で現地調査を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にあるとおり、すでに市民農園スタイルで作付けされている状態で、謝罪文も提出されているが、事情としては申請者が相続する以前に既に貸付けされており、相続した申請人が農政課に相談し、至急、特定農地貸付けの承認申請を行ったのが経緯である。謝罪文を朗読した。上平地区の委員としては、後追いとはいえ現地はしっかりと耕作されていて、問題なく管理されていると判断した。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

#### 議案第 2 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第 2 1 号について事務局に説明を求めた。  
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は原市地区、所在は大字原市字拾九番耕地、地目は登記、現況ともに畑である。事由は事由発生者の故障で、続柄は本人で、従事日数は本人が 1 8 0 日、他の方が 7 0 日、1 0 0 日、3 0 日となっている。写真にあるとおり現地の大部分は植木畑で、一部で露地野菜が作付けされている。管理はしっかりされており、事務局としては問題ないと判断している。

申請番号 2、地区は大谷地区、所在は大字今泉字本村で、大谷北部第二区画整理地内の畑 1 筆で

ある。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子で、従事日数は事由発生者が300日、他の方が0日、100日、300日となっている。現地は写真にあるとおり、一部にサトイモが作付けされている。若干草が伸びているが大部分は管理されており、事務局としては特段問題ないと判断している。

議 長  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
新木農業委員  
事務局  
議 長

本件について意見を求めた。

申請番号1は、故障という説明であったが、生産緑地をどの程度所有しているのか。

この申請地の1筆のみとなっている。

申請番号2の方はどうなのか。

3筆所有している。

それでは残りの2筆は生産緑地として残しておくということなのか。

残して、引き続き経営するとのことである。

申請番号2の方はいつ亡くなったのか。

令和4年11月30日。

相続税の申告期限が10か月、残り2筆があつてそのままということだが、税金は大丈夫なのか。事務局としても配慮して、全筆を受けなくても大丈夫なのかを確認したが、1筆のみの申請で大丈夫であるとのことを確認している。

残りの2筆はどのくらいの面積があるのか。

2筆合わせて800㎡ほどである。

本件についてさらに意見を求めるが無かったため採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

## 5 報告第7号専決処分について

### (1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時00分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年10月25日

議 長

署名委員

署名委員